

問題行動等への対応に関する行動連携（案）

分野 関係機関等	教育関係			保健・医療関係			福祉関係			警察関係			矯正・更生保護関係		その他	
	教育委員会	学校	そのセ・社 のタ会 の教育機 関育設 （相等 教談）	保健所・保健センター	精神保健福祉センター	病院等医療機関	児童相談所	福（家庭 社務所 ） （児童 相談室）	民生・児童委員 主任児童委員	警察署	少年サポートセンター	少年警察ボランティア	少年（相談 別室） 所	保護司（会）		保護観察所
授業妨害等																
いじめ																
暴力行為																
不登校																
家庭内暴力																
児童虐待																
性の逸脱行動																
薬物乱用 （シンナー等）																
暴走行為																

問題行動等の内容や地域の実情等に応じて、次のような関係機関・関係団体等の職員などが連携することも考えられる。

- 児童自立支援施設
- 児童養護施設
- 青少年育成団体
- 弁護士会
- 交通安全協会
- 防犯協会・連絡所
- 民間企業、事業者等

など

（注1）一つの考え方を示したものであり、問題行動等の内容や程度及び児童生徒の置かれた状況等により、実際の関わりや中心的役割は変わってくる。

（注2）表中の 印は、問題行動等への対応に関する機関等を示し、 印は、その中で中心的役割を担うと考えられるものを示す。

（注3）「性の逸脱行動」とは、青少年の健全育成上支障のある性行動全般を指し、主として犯罪行為や不良行為に該当する行為をいう。